

議案第67号

財産を無償で貸し付けること（（元）東伯農業改良普及所） について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	東伯郡琴浦町大字八橋367番2、367番7	690.22平方メートル
建 物	東伯郡琴浦町大字八橋367番2	281.96平方メートル

2 相手方

東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

琴 浦 町

3 貸付期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

4 理 由

県有財産の有効活用を図るとともに、児童の健全育成を図るため町が行う「放課後児童クラブ」の運営を支援するため、財産を無償で貸し付けようとするものである。